

## 回収可能性適用指針、一部改正へ

### —ASBJ、税効果会計専門委

去る2月22日、企業会計基準委員会では第31回税効果会計専門委員会を開催した。

今回は、昨年12月に公表された企業会計基準適用指針公開草案55号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」(「公開草案」)に寄せられたコメントへの対応などの検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

**公開草案へのコメント対応**  
公開草案には次の事項に関するコメントが寄せられた。

- ・繰延税金資産および繰延税金負債の計算に用いる税率・制限税率と標準税率に相当の幅が生じた場合の考え方、地方税法等に基づく税率の算定方法
- ・開示後発事象の取扱い
- ・適用時期等…中間連結財務諸表および中間財務諸表の適用時期、会計方針の変更に該当するか否か
- ・設例…複数の事業所を有する企業における取扱い、設例を参考資料とすること
- ・その他…税効果会計の適用上関連する税法の取扱い、IFRSとの整合性

事務局からは、おおむね公開草案を維持することが示された。

### 税務上の繰越欠損金

事務局より、「税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額」「税務上の繰越欠損金の繰越期間に関する情報」の数値情報が有用との見解が示された。ただし、相当の作成コストが想定されるため、何らかの集約を図った情報とする検討が必要であり、集約した場合でも情報の有用性の一定程度の低下や、国際的な会計基準と比較し、開示の要否を判断する必要があるとした。

### 早期適用時の取扱いの明確化

昨年12月に公表された回収可能性適用指針について、仮に早期適用した場合、翌年度に係る四半期における早期適用した年度の四半期財務諸表(比較情報)について同適用指針を遡及適用する方法に関し、解釈が分かれていたため、明確化のニーズが聞かれていた。

そこで事務局より、「回収可能性適用指針49項(3)①から③に該当する定めのみを遡及適用すること」が提案された。改正回収可能性適用指針案は3月中旬に公表される予定。

## IFRS9号(2013)の発効日は定めない方向

### —ASBJ、エンドースメント作業部会

去る2月16日、企業会計基準委員会は第26回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

引き続き、2013年中にIFRSにより公表された会計基準等のエンドースメント手続について検討が行われた。

IFRS9号(2013年)は発効日が定められておらず、発効日の規定を設けるかが論点となる。この点、前回の作業部会

では、初度エンドースメント手続と同様に、IFRS9号(2013年)の発効日に特段の定めを設け、2018年1月1日(IFRS9号(2014年)の発効日)とすることが提案されていた。

しかし、事務局における再検討の結果、今回は、IFRS9号(2013年)と異なる規定を設けない(発効日を定めない)ことが提案された。

このとき、退職後から権利確定までの間に、失効の見積り数に重要な変動が生じた場合、失効の見積り数を見直しして当該見直しをストック・オプション数に反映するかどうか論点になる。

## ストック・オプション会計基準の範囲に含む方向で検討

### —ASBJ、実務対応専門委

去る2月23日、企業会計基準委員会は第82回実務対応専門委員会を開催した。

今回は、昨年12月以来、議論がなされていなかった「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理」について、検討が再開された。

主な審議事項は次のとおり。

**識別された論点と分析**  
第79回専門委員会(2016

権については、検討開始時の提案を変えずにストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることが適切であると考えることがあらためて提案された。

**業績条件は明示されていない勤務条件は明示されていない場合**  
役員または従業員が業績条件の充足前に退職したときの報酬費用の測定について、当該新株予約権の付与を「退職までの勤務期間」にわたる労働等のサービスの対価とする考え方をベースに検討がなされた。

このとき、退職後から権利確定までの間に、失効の見積り数に重要な変動が生じた場合、失効の見積り数を見直しして当該見直しをストック・オプション数に反映するかどうか論点になる。

この点、事務局より、ストック・オプション会計基準の考え方を踏まえ、「退職後に、失効の見積り数に重要な変動が生じた場合、失効の見積り数を見直す方法(退職後に失効の見積り数に重要な変動が生じた場合、費用の追加計上を行う)」の採用が適切ではないかとの提案がなされた。

これに対して専門委員会からは、「退職後の費用計上は違和感があるが、やむを得ない」等の意見が聞かれた。

# 取締役会のあり方に関する意見書、公表——金融庁・東証

去る2月18日、金融庁と東証が共同で運営する「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は、その意見書(2)として「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」(以下、「本意見書」)を公表した。

## 本意見書の概要

本意見書はコーポレートガバナンス・コードの諸原則のうち、取締役会のあり方に関し、「形式的な対応ではなく、「実効的なコーポレート・ガバナンスを実現していくうえで、現時点で重要と考えられる視点を示すものとされている。本意見書で示されている項目は次のとおりで、適宜、取組みの例も示されている。

- 1.. 最高経営責任者(CEO)の選解任のあり方(補充原則4-1③、4-3①等)
- 2.. 取締役会の構成(原則4-7⑨、4-11等)
- 3.. 取締役会の運営(原則4-8、4-10、4-12⑬⑭等)
- 4.. 取締役会の実効性の評価(原則4-11)

## CEOの選解任のあり方

「1.. 最高経営責任者(CEO)の選解任のあり方」では、候補者の人員育成および選任には「十分な時間と資源をかけて取り組むことが重要」、後継者計画の策定・運用には「客観性・適時性・透明性を確保するような手続が求められる」といったことが示されている。また、CEOに問題があると認められるような場合には、解任できるし、くみを整えておくことが必要としている。

## 取締役会の実効性の評価

「4.. 取締役会の実効性の評価」では、メンバーひとりひとりによる率直な評価がまずは重要と考えられるとされ、資質・多様性や運営を充実させていくためのPDCAサイクルを実現するに際しては、取組み等についてステークホルダーにわかりやすく情報開示等を行うことが重要と示されている。

\*

本意見書は、金融庁ホームページにて閲覧可能([http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/statements\\_2.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/statements_2.pdf))。

エンロン事件以後、米国では2004年から統合監査(財務諸表監査と内部統制監査)が開され、統合監査は日本にも導入された。しかし、内部統制監査の内容においては日本と米国ではいくつかの点で異なっている。会計監査人の監査報告に関する重要な差異は、監査報告書での報告の内容(「インダイレクト・レポートティング」と「ダイレクト・レポートティング」である。

内部統制監査に関しては、マネジメントは内部統制報告書(内部統制の評価を示す)の作成が要求される。また、会計監査人は、内部統制監査報告書の作成を要求される。この2つの要求それぞれは米国の監査基準と日本の監査基準は同じである。

しかし、日本の監査基準では、会計監査人は、内部統制報告書での内部統制の評価が妥当かどうかについて監査意見を述べる(インダイレクト・レポートティング)。米国の監査基準では、会計監査人は、会社の内部統制そのものが適切かどうかについて意見を述べる(ダイレクト・レポートティング)。このような違いは、監査報告書が発行された後に不正が発覚した場合に、重要な違いをもたらす。東芝事件のように、不正の発

覚により重要な内部統制の不備があったことが明らかになり、それが財務諸表の数値に影響を与えた場合、過年度の財務諸表数値は遡及修正される。また、内部統制監査に関しては、マネジメントは内部統制の評価を、以前(不正の発覚前)の「有効である」から、不正発覚後では「有効ではない」に変更する。過年度の財務諸表は不正を修正するために遡及修正され、会計監査人は修正後の



計監査人の結論に変化はないため、内部統制監査報告書が再度発行されることはない。東芝の場合、過年度は財務諸表監査と内部統制監査の双方の監査意見は1枚の監査報告書に含まれていたが、過年度の修正後の監査報告書(再発行)は、内部統制の監査報告書の意見は変わらないことから、財務諸表監査のみをカバーしている。

財務諸表について適正である旨の監査意見を述べる(報告書の再発行)。この過程は日本と米国は同様である。

日本では、会計監査人の監査報告書の日付は修正された財務諸表を含む訂正有価証券報告書提出日である。内部統制監査に関しては、マネジメントによる過年度についての「有効である」という評価と、修正後の「有効でない」という評価は双方とも適切という会

一方、米国では、再発行する監査報告書では、以前の監査報告書の日付と新しい監査報告書の日付の2つの日付(dual date)を示し、新たに重要な不備が発見された旨、その内容、内部統制監査の意見として適切な内部統制を維持していない旨、財務諸表(修正後)が適切な旨が監査報告書に記述される。つまり、財務諸表監査と内部統制監査の双方の監査意見が再発行されることになる。

会計監査人の結論が変化しないから、内部統制監査報告書は再発行しないという日本の取扱いに違和感はないだろうか? 個人的には、インダイレクト・レポートティングといえども、内部統制監査報告書は再発行すべきと考えるが、皆さんはどんな意見を持っているだろうか? 長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

# 決算短信など見直しの方向性、示される

—金融審議会ディスクロージャーWG

去る2月19日、金融審議会は第3回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹・東京大学大学院教授）を開催した。

今回は非財務情報の開示やその他の論点について審議が行われたうえで、前回（2016年2月1日号（No.1436）情報フッシュ参照）の議論に引き続き、各開示書類の内容の整理や合理化などについて、あらためて検討がなされた。

主な審議事項は次のとおり。

## 非財務情報の開示

非財務情報の開示の充実が、企業のガバナンス強化や社会問題および環境問題への関心の高まりなどにより求められている。この点、開示の充実を図るために非財務情報を法定開示（あるいは任意開示）とするかについては賛否両論で、「法定開示にするか否かは情報の性質を精査し考える必要がある」、「開示には企業の創意工夫が求められる」などの意見も聞かれた。

## その他の論点

たとえば、フェア・ディスクロージャー・ルール（発行者等が、重要かつ未公表の内部情報

を、第三者に選択的に開示することを禁止するルール）の導入につき、各委員からは導入に賛成の声がある一方、「ルールを徹底すると、逆に選択的开示を理由に企業と投資家の対話を阻む」などの懸念も聞かれた。

## 開示内容の整理・合理化等

事務局より前回までの議論を踏まえて、各開示資料につき次のような記載内容の整理・合理化等の方向性が示された。

### 【決算短信】

- ① 情報の速報性が要求され、公表前の監査は不要であることを明確にする
- ② 速報性がそれほど求められない項目（経営方針など）は、有価証券報告書で記載する
- ③ 記載を要請する事項をサマリー情報、経営成績等の概況、連結財務諸表および主な注記に限定し、その他は企業が任意に記載できるとするなど、義務・要請事項を可能な限り減らす

### 【事業報告】

- 会社法施行規則の内容を満たすのであれば、必ずしも経団連ひな型に従う必要はなく、有価証券報告書と同一の記載が

可能であることを明確化する

### 【有価証券報告書】

- ① 現在、速報性が求められる決算短信に記載している経営方針について、確報である有価証券報告書に記載する
- ② 現在は別々の項目とされている「業績等の概要」およびMD&A欄を統合したうえで、次の2点につき経営者の視点による認識と分析の記載を求める
  - (i) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フロー（経営成績等）の状況の概要
  - (ii) 経営成績等の状況の分析・検討内容および経営成績等に重要な影響を与えた要因
- ③ 有価証券報告書のなかで記載内容が重複している、「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」および「ストックオプション制度の内容」の各欄を統合する

この整理・合理化等の方向性にあわせて、東京証券取引所より決算短信の見直しに関する資料（[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/disclose/wg/siyou/20160219/03.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose/wg/siyou/20160219/03.pdf)）が提示された。この点、特に利用者側の委員からは「決算短信の速報性のメリットよりも、情報の省略化のデメリットのほうが大きい」など、見直しへ慎重な声が複数聞かれた。

## 経理用語の豆知識

### 繰延税金資産の回収可能性

平成27年12月28日付けで企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表された。平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から原則適用とされているが、早期適用する場合は早期適用した翌事業年度に係る四半期財務諸表において、早期適用した事業年度の四半期財務諸表について当該年度の期首に遡って適用することとされている。

早期適用した場合、原則適用と同様、当該年度の期首時点で新たな会計方針を適用した場合の繰延税金資産および繰延税金負債の額と、前年度末の繰延税金資産および繰延税金負債の額との差額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。

また、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更による影響額の注記について、適用初年度の期首の繰延税金資産に対する影響額、利益剰余金に対する影響額、およびその他の包括利益累計額または評価・換算差額等に対する影響額を注記することとされている。

### 内部統制の開示すべき重要な不備の報告

監査人は、内部統制監査の実施において内部統制の開示すべき重要な不備を発見した場合には、経営者に報告して是正を求めるとともに、当該開示すべき重要な不備は是正状況を適時に検討しなければならない。また、監査人は、当該開示すべき重要な不備の内容およびその是正結果を取締役会および監査役または監査委員会に報告しなければならない。

監査人は、開示すべき重要な不備以外の不備を積極的に発見することを要求されていないが、監査の過程において財務報告に係る内部統制のその他の不備を発見した場合には、適切な管理責任者に適時に報告しなければならない。報告では、報告の対象となる不備が内部統制の不備、開示すべき重要な不備のいずれかに区別されるかを明らかにしなければならない。ただし、迅速な報告が必要であると判断した場合には、その時点では当該区別を明らかにしないで速やかに報告し、あらためて報告するという考えられる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年 2月19日	ワークプランの更新	IASB	前回(1月22日更新)からの変更点は、「年次改善2015—2017年サイクル」が「6カ月後以降に公開草案公表予定」から「6カ月以内にプロジェクトの方向性決定予定」など。また、今回から、一部のプロジェクトについて公開草案・最終基準書の公表目標月が示されている。たとえば、「IFRS15号の明確化」は2016年3月または4月に最終基準書公表予定、「事業の定義」は2016年5月に公開草案公表予定など。 <a href="http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx">http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx</a>	—

金融

## アメリカの景気懸念で注目される政策協調

アメリカが景気後退期に入ったのか否かが、市場の大きな関心事になっている。日銀のマイナス金利政策導入、ECBの追加金融緩和策よりも、アメリカの景気動向に市場の相場は大きく揺り動かされる状況だ。

リーマンショック後に米FRBの量的・質的金融緩和策を経て7年間の景気拡大期を経験してきたアメリカ経済は、大きな岐路に立っている。トレンドが上昇傾向を示した期間のみが長かったものの景気過熱感はなく、各指標ともまだら模様で、先行き不透明さが漂うばかりだ。ただ昨年までは、FRBが金融政策を利上げという引き締め方向に1歩踏み出したのが、強気派の唯一頼みの綱だった。しかし2月に入って、そのFRBもアメリカの国内景気の回復に、それほど自信を持っていないことがわかった。

まずイエレン議長が2月10日、11日の米議会証言で、「経済が下振れすれば、利上げペースも減速するのが妥当」と表明。さらに17日に公開された1月26日、27日のFOMC議事録によれば、株安と資源安のアメリカ

カ経済への影響が懸念される点と、中国などの新興国の景気減速と変動性を高めている市場のアメリカ経済への悪影響など、主に下振れリスクが強調される形となっている。このように、これまでFRBによって世界的にドルの流動性供給によりつくり出された株高・ドル高が、今度は景気後退懸念という異なった理由で巻き戻されている。このため、日銀が1月にマイ

## 原油価格に支配される世界の株価

証 券

ナス金利政策を導入したが、日銀単独では円安に誘導することはできない。為替介入という伝統的な手法も、過去の円高局面で財務省が大規模に実施してきたが、現状ではECBのユーロ安政策に反するばかりか、アメリカも自国のドル高を望んでいないため、近隣窮乏化政策との排りは免れない可能性が高い。

市場の関心がアメリカの利上げから景気動向へ移行するなかで、G20や各中央銀行の政策決定会合などの場において、主要国の政策協調の成否が経済政策の行方を占うポイントになりつつある。

産油国に復活したアメリカ経済は、石油・エネルギー産業に巨額の投資を行っており、その景況が景気・企業収益・株価に影響を及ぼすようになってきた。石油価格の下落は、アメリカでも消費者にとっては朗報だが、経済全体にとってはマイナスに作用すると考えられている。

日本の株価はアメリカの事情や動向に影響されるほか、為替相場の変動によって増幅される。日本銀行が導入したマイナス金利政策は、銀行の貸出増加、円安効果を期してのもだったが、為替相場は逆に動いて、円高になってしまい、大幅な株安に見舞われてしまった。

春が近づいているはずだが、寒さと暖かさが日替わりでやってくる感じがするほど気温変動が激しい。株価も同様で、シーソーのように上下を繰り返している。シーソーでも下がるときは、幅が大き目なので、少し期間を長くすれば、株価は下げ基調といわざるを得ない。

株価シーソーの動きをリードしているのはアメリカ市場で、世界的な株安の口火を切った中国市場は脇へ退き、中国経済や政策当局の動きを見守っている

ようだ。日本市場はアメリカ市場の動きに追随している。

アメリカ市場は、昨年来のFRBの利上げ政策が株価変動要因だったが、原油価格との連動性を一段と高めている。現在の株価下落の原因は、中国経済の需要不振から始まる世界経済の需要落ち込み、成長率の下方修正であるが、そうした動きは原油の需給や価格に反映されると理解されているからである。

シェールガス、シェールオイルの開発に成功し、最大の石油

企業収益の悪化が懸念されて、日本株価はアメリカ株価と同時下落であっても、より大幅な下落幅になってしまうという損な立場に置かれている。長い間、日本経済の弱さを実感させられてきたことからすると、これには違和感があるが、世界的に定着した見方のようなのである。

株価のシーソーが終止符を打つためには、原油価格のシーソーが止まり、底入れ、反転という展開が前提条件なのだろう。